

甲 府 市 公 報

第 1350 号

発行所 甲 府 市 役 所
 発行人 甲 府 市
 (毎月 5 日 発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)
 印刷所 サンニチ印刷
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

[告 示]

入札告示	86
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定告示	88
開発行為に関する工事の完了公告	88
市県民税督促状公示送達	88
国民健康保険料督促状公示送達	89
充当通知書公示送達	89
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告 (2 件)	89
道路区域の変更告示	93
開発行為に関する工事の完了公告 (2 件)	93
甲府市森林整備計画案の縦覧公告	94
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	94
開発行為に関する工事の完了公告	94
介護保険料納入通知書・更正通知書公示送達	94
住民票を職権削除した者の公示	95
配当計算書 (謄本) 公示送達 (2 件)	95
開発行為に関する工事の完了公告 (3 件)	95
国民健康保険料納入通知書公示送達	96

弁明の機会付与通知書公示送達	96
甲府市職員採用試験実施公告	97
道路の供用開始告示	97
介護保険料過誤納還付・充当通知書公示送達	97
介護保険料督促状公示送達	97
充当通知書公示送達	98
配当計算書 (謄本) 公示送達 (2 件)	98
介護保険被保険者証無効告示	98
平成 24 年 3 月 甲府市議会定例会招集告示	98
開発行為に関する工事の完了公告 (3 件)	99
建築基準法による一団地の区域等の公告	99
予防接種実施公告	99
差押調書謄本公示送達	100
開発行為に関する工事の完了公告	100

[選挙管理委員会]

選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	101
在外選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	101
甲府市農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	102

[監 査 委 員]

監査結果に関する報告の公表	102
---------------	-----

[農 業 委 員 会]

甲府市農業委員会 2 月定例総会招集公告	103
----------------------	-----

[上 下 水 道 局]

入札告示 (2 件)	103
公共下水道事業計画変更案策定公告	107

[甲府市災害対策本部]

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	107
-------------------------	-----

[甲府市地震災害警戒本部]

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	108
---------------------------	-----

告示

甲府市告示第33号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成24年2月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）36号
- (2) 工事名 ①都市計画道路築造工事（H23・甲府駅南通り線）
②（配区-5）配水管布設替工事
- (3) 工事場所 甲府市丸の内二丁目地内
- (4) 工期 平成24年9月28日まで
- (5) 工事概要 ①施工延長 L=220.0m、道路築造工 L=220.0m W=7.68m~9.90m、下水道管布設工 L=205.4m（塩ビ管 φ200）、植栽柵ブロック設置工一式、電線共同溝 L=164.9m
②DIP.NS（φ250）L=229m、DIP.NS（φ100）L=8.5m、DIP.K（φ250）L=23.5m、仕切弁.NS（φ250）6基、泥吐弁（φ50）1基、空気弁（φ25）1基、水抜栓（φ25）2基

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 104,321,700円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この告示の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められ

るときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

（１）評価点数の合計が、参加者全員の平均点の２分の１を下回らないこと。

（２）入札価格が調査基準価格の８０％を下回らないこと。

（２）総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を１００点とする。また、「加算点」の満点は、１０点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「（３）評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点＝（個々の「評価点数」の合計値／「評価点数」の合計値の最高点数）×工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第３位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値＝{（標準点＋加算点）／入札価格}×100,000,000

（３）評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

４ 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

（１）配付期間 平成２４年２月１日（水）～平成２４年２月１０日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前９時～午後５時

（２）配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目１７番１号
電話０５５－２３７－５１２４

（３）配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

（４）申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成２４年２月１日（水）～平成２４年２月１０日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前９時～午後５時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目１７番１号

電話０５５－２３７－５１２４

５ 入札手続等

（１）ア 入札日時 平成２４年２月２７日（月） 午前９時

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 １号館３階 入札室
甲府市相生二丁目１７番１号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

（２）ア 開札日時 平成２４年３月７日（水） 午前９時

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 １号館３階 入札室
甲府市相生二丁目１７番１号

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

（３）ア 落札者決定日 平成２４年３月８日（木）

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

６ 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５／１００に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１００／１０５に相当する金額を入札書に記載すること。

７ 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

８ 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成２４年３月１日（木）に、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）で公表する。

９ その他

（１）入札保証金：免除

（２）契約保証金（契約金額の１０／１００）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

（３）請負契約書作成の要否：要

（４）落札者が契約締結までの間に２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が２週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

（５）談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談

合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び第54条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

平成24年2月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 介護保険事業所番号 1990800029
- 2 事業所の名称 小規模多機能ホーム 昭和
- 3 事業所の所在地 中巨摩郡昭和町河西1149番地2
- 4 当該事業所の申請者 中巨摩郡昭和町河西1149番地2
社会福祉法人 笹の葉会
理事長 笹本 憲男
- 5 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能居宅介護
- 6 指定年月日 平成24年2月1日

甲府市告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向大里町字北耕地 1836番4から1836番14まで、
1836番16から1836番18まで、1868番1、1868番2、
1868番6から1868番12まで、1871番3、1872番4、

1872番5

以上26筆及び水

2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	道路、ゴミ置場、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町清水新居1573番地

株式会社 はやぶさ地所

代表取締役 野 中 功 夫

(別添図省略)

甲府市告示第36号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年2月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 書類名及び発送日

書類名	発送日
平成23年度市県民税 過年2期督促状	平成23年9月30日
平成23年度市県民税 第2期督促状	平成23年9月30日

- 2 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
郵便局・ゆうちょ銀行
甲府市税務部収納管理室収納課
各総合行政窓口センター
- 3 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第37号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年2月7日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------------|---|
| 1 書類名 | 平成23年度国民健康保険料第2～5期分督促状
平成22年度国民健康保険料第1～3期分督促状 |
| 2 発送日 | 平成23年9月30日 平成23年10月31日
平成23年11月30日 平成23年12月26日
平成22年8月31日 平成22年9月30日
平成22年10月29日 |
| 3 納付場所 | 甲府市指定金融機関 甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
各総合行政窓口センター |
| 4 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 5 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

(別紙省略)

甲府市告示第38号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年2月7日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------|----------------|
| 1 書類名 | 充当通知書 税発第1981号 |
|-------|----------------|

- | | |
|-------------|------------------|
| 2 発送日 | 平成24年1月27日 |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第39号

公募型指名競争入札実施要綱（平成17年4月1日総第1号）第5の規定に基づき、次の1件について入札公告を行う。

平成24年2月8日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---|
| (1) ア 入札番号 | (環) 第49号 |
| イ 業務名 | 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(東・北・中央ブロック) |
| ウ 施行場所 | 甲府市内一円 |
| エ 履行期間 | 平成27年3月31日まで |
| オ 業務概要 | 指定ごみ袋及びごみ処理券の作製・保管・配送 |

種別	種類	計画枚数（単位：枚）				備考	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	計		
燃えるごみ袋	10ℓ（小）	265,500	265,500	265,500	796,500		
	20ℓ（中）	1,118,000	1,118,000	1,118,000	3,354,000		
	広告あり	45ℓ （大）	2,000,000	2,000,000	2,000,000	11,118,000	備考1
	広告なし		1,706,000	1,706,000	1,706,000		
燃えないごみ袋	10ℓ（小）	9,000	9,000	9,000	27,000		
	20ℓ（中）	10,000	10,000	10,000	30,000		
	45ℓ（大）	315,500	315,500	315,500	946,500		
ごみ処理券	シール券 75×140mm	138,100	138,100	138,100	414,300		

*詳細については、別紙仕様書による。

備考1 燃えるごみ袋45ℓ（大）には広告枠があり、広告が入る予定である。

2 競争入札参加資格

甲府市における物品の競争入札参加資格の認定を既に受け、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- | |
|--|
| (1) 甲府市内に本店がある者であること。 |
| (2) 甲府市仕様書の定める指定袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達すると |

ともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。

- (3) 入札日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から、この公告の日までの期間が2年を経過していること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 入札参加資格者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。

3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法

- (1) 配付期間 平成24年2月8日（水）～平成24年2月15日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。
ただし、甲府市ホームページから情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札参加申請書等の提出

- 入札参加を希望する者は、次の書類を受付期間内に環境総室総務課まで直接持参すること。
- (1) 公募型指名競争入札参加申請書 1部
- (2) 入札参加申請資料 各1部
- ア 指定ごみ袋・ごみ処理券の作製工場の名称・所在地・作製能力・ごみ袋納入実績等（任意様式）
- イ 調達の場合は、調達先からの作製履行確約書（任意様式・外国語で記載されている場合は日本語への翻訳も併せて提出）
- ウ 保管・配送計画（任意様式）
（保管場所の明記、車両及び人員等の配送体制など）
- エ 地域への貢献状況
- ※指定の書式のダウンロードは、こちらから

- ・公募型指名競争入札参加申請書
- ・地域への貢献状況

(3) その他

- ア 申請書及び資料の受付期間の日を過ぎての提出は受け付けない。
- イ 申請書及び資料の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ウ 受付済みの申請書及び資料は、返却しない。

5 入札参加申請書等の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成24年2月8日（水）～平成24年2月15日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く）
午前9時～午後5時
- (2) 受付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4
電話055-241-4311

6 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年2月29日（水） 午前9時
- (2) 場 所 甲府市環境センター 3階 会議室
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

7 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関する説明会は行わない。
- (2) 仕様書に関する質問等がある場合は、次のとおり書面により提出すること。
- ア 受付期間 平成24年2月8日（水）～平成24年2月17日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く）
- イ 受付時間 午前9時～午後5時
- ウ 回答期限 平成24年2月22日（水）
（回答は、甲府市のホームページ《事業者向け情報の入札情報》に随時掲載する）

8 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者の中から指名業者を「公募型指名競争入札実施要綱」及び「甲府市公募型指名競争入札における業者選定要領」に準じて選定し、指名・非指名の別を平成24年2月21日（火）付けで郵送により通知する。
なお、指名業者の事前公表は行わない。
- (2) 非指名通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができるので、その場合には、平成24年2月27日（月）午後5時までに、書面により環境総室総務課へ直接持参すること。
- (3) 理由の説明は、平成24年2月28日（火）付けで郵送により回答する。

9 入札に関する注意事項

- (1) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札するときは、事前に委任状を提出すること。
- (3) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札公告8の通知書の写しを提出すること。

- (4) 入札は、事前に配付した甲府市所定の入札書及び内訳書により入札し、《税抜価格》を記載すること。
- (5) 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認ができないもの、その他入札に関し、甲府市の定める条件に違反した入札は、すべて無効とする。
- (6) 入札は2回までとし、1回目は必ず封筒に入れて提出すること。
- (7) 甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 当該入札対象業務（入札番号（環）第49号「甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託（東・北・中央ブロック）」）の落札者（協議により契約に至った者を含む）は、入札番号（環）第50号「甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託（西・南ブロック）」の入札に参加できない。

10 契約

契約は、指定ごみ袋等の1枚あたりの単価契約とする。
 契約単価は、落札時に入札書と併せて提出された入札内訳書の単価（小数点第2位まで）をもってする。

11 その他

- (1) 対象業務の入札については、申請書及び申請資料を提出した者の中から入札参加者を指名することとなるので、申請書類等の提出があっても指名されることは限らない。
- (2) 入札保証金：免除
- (3) 契約保証人
 契約者は、甲府市契約規則に定める契約保証人を立てなければならない。
- (4) 申請書類等に虚偽の記載がある場合は、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」により、指名停止を行う場合がある。

12 問い合わせ先

甲府市環境部環境総室総務課
 〒400-0831 甲府市上町601番地4
 電話055-241-4311

（別紙省略）

甲府市告示第40号

公募型指名競争入札実施要綱（平成17年4月1日総第1号）第5の規定に基づき、次の1件について入札公告を行う。

平成24年2月8日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象業務

- (1) ア 入札番号 (環) 第50号
- イ 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託 (西・南ブロック)
- ウ 施行場所 甲府市内一円
- エ 履行期間 平成27年3月31日まで
- オ 業務概要 指定ごみ袋及びごみ処理券の作製・保管・配送

種別	種類	計画枚数 (単位: 枚)				備考	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	計		
燃えるごみ袋	10ℓ (小)	227,700	227,700	227,700	683,100		
	20ℓ (中)	1,113,500	1,113,500	1,113,500	3,340,500		
	広告あり	45ℓ (大)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	13,747,500	備考1
	広告なし		2,582,500	2,582,500	2,582,500		
燃えないごみ袋	10ℓ (小)	9,000	9,000	9,000	27,000		
	20ℓ (中)	10,000	10,000	10,000	30,000		
	45ℓ (大)	327,500	327,500	327,500	982,500		
ごみ処理券	シール券 75×140mm	122,000	122,000	122,000	366,000		

*詳細については、別紙仕様書による。

備考1 燃えるごみ袋45ℓ (大)には広告枠があり、広告が入る予定である。

2 競争入札参加資格

甲府市における物品の競争入札参加資格の認定を既に受け、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 甲府市仕様書の定める指定袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 入札日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から、この公告の日までの期間が2年を経過していること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(8) 入札参加資格者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。

3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法

(1) 配付期間 平成24年2月8日（水）～平成24年2月15日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課

甲府市上町601番地4

電話055-241-4311

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。

ただし、甲府市ホームページから情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札参加申請書等の提出

入札参加を希望する者は、次の書類を受付期間内に環境総室総務課まで直接持参すること。

(1) 公募型指名競争入札参加申請書 1部

(2) 入札参加申請資料 各1部

ア 指定ごみ袋・ごみ処理券の作製工場の名称・所在地・作製能力・ごみ袋納入実績等（任意様式）

イ 調達の場合は、調達先からの作製履行確約書（任意様式・外国語で記載されている場合は日本語への翻訳も併せて提出）

ウ 保管・配送計画（任意様式）

（保管場所の明記、車両及び人員等の配送体制など）

エ 地域への貢献状況

※ 指定の書式のダウンロードは、こちらから

・公募型指名競争入札参加申請書

・地域への貢献状況

(3) その他

ア 申請書及び資料の受付期間の日を過ぎての提出は受け付けない。

イ 申請書及び資料の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

ウ 受付済みの申請書及び資料は、返却しない。

5 入札参加申請書等の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 平成24年2月8日（水）～平成24年2月15日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く）

午前9時～午後5時

(2) 受付場所 甲府市環境部環境総室総務課

甲府市上町601番地4

電話055-241-4311

6 入札、開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成24年2月29日（水） 午前10時30分

(2) 場 所 甲府市環境センター 3階 会議室

甲府市上町601番地4

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

7 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関する説明会は行わない。

(2) 仕様書に関する質問等がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

ア 受付期間 平成24年2月8日（水）～平成24年2月17日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く）

イ 受付時間 午前9時～午後5時

ウ 回答期限 平成24年2月22日（水）

（回答は、甲府市のホームページ《事業者向け情報の入札情報》に随時掲載する）

8 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加希望者の中から指名業者を「公募型指名競争入札実施要綱」及び「甲府市公募型指名競争入札における業者選定要領」に準じて選定し、指名・非指名の別を平成24年2月21日（火）付けで郵送により通知する。

なお、指名業者の事前公表は行わない。

(2) 非指名通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができるので、その場合には、平成24年2月27日（月）午後5時までに、書面により環境総室総務課へ直接持参すること。

(3) 理由の説明は、平成24年2月28日（火）付けで郵送により回答する。

9 入札に関する注意事項

(1) 電送及び郵送による入札は認めない。

(2) 代理人が入札するときは、事前に委任状を提出すること。

(3) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札公告8の通知書の写しを提出すること。

(4) 入札は、事前に配付した甲府市所定の入札書及び内訳書により入札し、《税抜価格》を記載すること。

(5) 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認ができないもの、その他入札に関し、甲府市の定める条件に違反した入札は、すべて無効とする。

(6) 入札は2回までとし、1回目は必ず封筒に入れて提出すること。

(7) 甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札番号（環）第49号「甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託（東・北・中央ブロック）」の落札者（協議により契約に至った者を含む）は、当該入札対象業務（（環）第50号「甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託（西・南ブロック）」）の入札に参加できない。

10 契約

契約は、指定ごみ袋等の1枚あたりの単価契約とする。

契約単価は、落札時に入札書と併せて提出された入札内訳書の単価（小数点第2位まで）をもってする。

1 1 その他

- (1) 対象業務の入札については、申請書及び申請資料を提出した者の中から入札参加者を指名することとなるので、申請書類等の提出があっても指名されとは限らない。
- (2) 入札保証金：免除
- (3) 契約保証人
契約者は、甲府市契約規則に定める契約保証人を立てなければならない。
- (4) 申請書類等に虚偽の記載がある場合は、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」により、指名停止を行う場合がある。

1 2 問い合わせ先

甲府市環境部環境総室総務課
〒400-0831 甲府市上町601番地4
電話055-241-4311

(別紙省略)

甲府市告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年2月21日まで一般の縦覧に供する。

平成24年2月8日

甲府市長 宮島雅展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 267
- 3 路線名 酒折神社東線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市酒折二丁目199番地先から 甲府市酒折二丁目199番地先まで	4.10～ 4.10	3.0
新	甲府市酒折二丁目199番地先から 甲府市酒折二丁目199番地先まで	4.10～ 5.60	3.0

甲府市告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月8日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字宮北2501番1、2501番2、2501番9から
2501番12まで
以上6筆及び道

2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町2501番地
市 村 省 吾

(別添図省略)

甲府市告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月8日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市東下条町字上起し 146番1、146番9から146番17まで、
149番2の一部、152番3、
152番5から152番16まで

以上24筆及び水

2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	道路、消防施設、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に

備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市宮原町1332番地

依田 道徳

(別添図省略)

甲府市告示第44号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により甲府市森林整備計画を立てたいので、同法第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、甲府市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、甲府市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに甲府市長に対し、理由を付して文書をもって、意見を提出することができる。

平成24年2月10日

甲府市長 宮島 雅展

1 縦覧場所

甲府市 産業部農林振興室森林整備課

2 縦覧期間

自 平成24年2月10日

至 平成24年3月5日

甲府市告示第45号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成24年2月10日

甲府市長 宮島 雅展

1 農用地利用集積計画の閲覧場所

甲府市増坪町791-1

甲府市産業部農林振興室農業振興課

2 農用地利用集積計画の閲覧期間

告示の日から2週間

甲府市告示第46号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月10日

甲府市長 宮島 雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下飯田四丁目1116番2、1116番5、1127番2、1127番6、1128番1、1128番3、1128番6、1128番7、1132番9、1132番15から1132番17まで、1463番1から1463番15まで、1639番1、1639番3以上29筆及び水・道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ゴミ置場、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区東上野四丁目27番3号

東京セキスイハイム株式会社

代表取締役社長 渡辺 博行

(別添図省略)

甲府市告示第47号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年2月13日

甲府市長 宮島 雅展

1 書類名

甲府市介護保険料納入通知書・更正通知書

2 発送日

平成24年1月16日

- 3 項目 平成23年度介護保険料納入通知書7～9期
平成23年度介護保険料更正通知書1月更正分
- 4 納期限 平成24年1月4日・平成24年1月31日
平成24年2月29日・平成24年4月2日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
甲府市総合行政窓口センター
- 6 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 7 保管場所 甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
(別紙省略)

甲府市告示第48号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成24年2月13日

甲府市長 宮島雅展
(別紙省略)

甲府市告示第49号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年2月13日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 配当計算書(謄本) 税発第2012号
- 2 発送日 平成24年2月2日
- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次

- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第50号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年2月13日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 配当計算書(謄本) 税発第2042号
- 2 発送日 平成24年2月3日
- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第51号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月13日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市西高橋町字整理地96番、97番7、97番8、97番9
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市西高橋町97番地2
中澤 光司

甲府市告示第52号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の

開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字整理地136番1、137番、138番
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町井戸180-3
高橋 孔史

甲府市告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中小河原町字馬込480番1、480番7から480番10まで、
中小河原町字外河原1618番6、1618番31、1618番32、
大里町字東耕地2887番4、2887番5、2887番26、
2887番59から2887番80まで、
2889番18、2893番2、2897番19

以上36筆及び道・水

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下石田二丁目15番7号
株式会社B'Sクリエイト
代表取締役 保坂貞仁

(別添図省略)

甲府市告示第54号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年2月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
- 2 発送日 平成24年1月4日
- 3 項目 平成23年度国民健康保険料7期～9期分
国民健康保険料過年10期（平成22年度分）
- 4 納期限 平成24年1月31日
（納期限を平成24年2月29日に再指定）
平成24年4月2日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
（株）ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
総合行政窓口センター
- 6 納付義務者 別紙のとおり（5件）

(別紙省略)

甲府市告示第55号

次の国民健康保険証に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、行政手続法（平成5年法律第88号）第31条及び甲府市行政手続条例（平成9年3月条例第5号）第29条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年2月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 弁明の機会付与通知書
- 2 添付書類 弁明書、特別の事情に関する届書
- 3 発送日 平成24年1月24日
- 4 提出期限 平成24年2月29日
(提出期限を平成24年3月5日に再指定)
- 5 提出場所 甲府市相生二丁目17番1号
甲府市市民生活部国民健康保険課
- 6 通知者 別紙のとおり(86件)
- 7 保管場所 甲府市相生二丁目17番1号
甲府市市民生活部国民健康保険課

(別紙省略)

甲府市告示第56号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成24年2月20日

甲府市長 宮島雅展

(別紙省略)

甲府市告示第57号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年3月4日まで一般の縦覧に供する。

平成24年2月20日

甲府市長 宮島雅展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	千塚四丁目1号線	甲府市千塚四丁目3523番1地先から 甲府市千塚四丁目3514番10地先まで	85.8	平成24年 2月20日

甲府市告示第58号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年2月21日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名・発送日 介護保険料 過誤納還付・充当通知書
平成23年12月16日発送
介護保険料 過誤納還付・充当通知書
平成24年2月2日発送
- 2 還付場所 甲府市会計室
- 3 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第59号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年2月21日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名・発送日 平成23年度介護保険料5期督促状
平成23年12月26日発送
平成23年度介護保険料6期督促状
平成24年1月31日発送
- 2 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関

ゆうちょ銀行・郵便局
 甲府市税務部収納管理室収納課
 甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
 各総合行政窓口センター
 別紙のとおり

- 3 送達を受けるべき者
- 4 保管場所

甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第60号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年2月21日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 充当通知書 税発第2169号
- 2 発送日 平成24年2月10日
- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第61号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年2月21日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第2125号
- 2 発送日 平成24年2月10日
- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次

- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第62号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年2月21日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第2177号
- 2 発送日 平成24年2月17日
- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第63号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成24年2月22日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第64号

平成24年3月甲府市議会定例会を平成24年3月1日午後1時、甲府市相生二丁目2番17号甲府商工会議所多目的ホールに招集する。

平成24年2月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市里吉四丁目1400番2、1400番6、1411番2から1411番4まで、1416番1、1416番4
以上7筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市里吉四丁目8番25号
社会福祉法人 友愛福祉会
理事長 高根 袈裟美

甲府市告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代294番3
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉四丁目3番32号
ドミール住吉301号
鈴木 和 幸

甲府市告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字塚腰612番2、615番1から615番6まで
以上7筆及び水
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市東光寺町2159番地
河西 喜 雄

（別添図省略）

甲府市告示第68号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項に規定する連担建築物設計を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、都市建設部計画指導室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年2月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 対象区域 甲府市北新一丁目311-1の一部、311-8の一部、
313-6
- 2 対象区域面積 9,110.10㎡

甲府市告示第69号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施す

るので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成24年2月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成24年3月分）

種 類	対 象 者		場 所
B C G	生後6月未満		指定 医療機関 (別掲)
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん混合 (MR)	第1期	生後12月から24月未満の者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
	第3期	平成10年4月2日から平成11年4月1日の間に生まれた者（中学1年生相当）	
麻しん単独 風しん単独	第4期 ^{※1}	平成5年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者（高校2年生、高校3年生相当）	
	日本脳炎	第1期初回	
第1期追加		生後6月から90月未満の者	
第2期		9歳以上13歳未満の者	
特例 ^{※2}		平成7年6月1日から平成19年4月1日の間に生まれた者	

※1 ただし、平成6年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者（高校2年生相当）については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、高校3年生相当になる年度に接種するものとする。

※2 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフ

イラキシージャックを起こしたことのある人
(4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第70号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年2月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 税発第2132号 |
| 2 発送日 | 平成24年2月14日 |
| 4 送達を受けるべき者 | 長田 範雄 |
| 5 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市羽黒町字三反田 167番2から167番8まで、
170番1から170番17まで、174番2

以上25筆及び道・水

2 公共施設の種類の位置

公共施設の種類の位置及び区域	道路、ゴミ置場、下水道 別添図のとおり
----------------	------------------------

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市高畑二丁目19番6号
山梨県不動産業協同組合
代表理事 保坂貞仁

(別添図省略)

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第2号

平成24年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月16日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田泰良

- 1 期間 平成24年3月3日(土)から
平成24年3月7日(水)まで
- 2 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場所 甲府市幸町15番6号
甲府市選挙管理委員会事務局(南庁舎1号館4階)

甲府市選挙管理委員会告示第3号

平成24年3月1日現在で新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記載されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した文書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月16日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田泰良

- 1 期間 平成24年3月3日(土)から
平成24年3月7日(水)まで
- 2 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場所 甲府市幸町15番6号
甲府市選挙管理委員会事務局(南庁舎1号館4階)

甲府市選挙管理委員会告示第4号

平成24年1月1日現在で甲府市農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日等を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月16日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

- 1 期 間 平成24年2月23日(木)から
平成24年3月8日(木)まで
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市幸町15番6号
甲府市選挙管理委員会事務局(南庁舎1号館4階)

監査委員

甲府市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定による平成23年度定期監査、同条第2項の規定による平成23年度行政監査並びに同条第7項の規定による平成23年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成24年2月24日

甲府市監査委員
柳 澤 清
中 村 保 長
野 中 一 二

(別冊省略)

農業委員会

甲府市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会2月定例総会を、平成24年2月27日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成24年2月23日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成24年3月告示分農用地利用集積計画について
- 3 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第9号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成24年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 130092号
- (2) 工事名 簡易処理施設高度化工事(土木)
- (3) 工事場所 甲府市住吉三丁目地内(住吉ポンプ場内)
- (4) 工期 平成26年3月13日まで
- (5) 工事概要 処理施設躯体 1基
処理方式：上向流ろ過方式
処理能力：112, 320 m³/日
除去性能：70.9% (BOD)
躯体構造：鉄筋コンクリート 1, 565 m²
流入管(φ1, 350) L=36.6m
放流管(φ1, 000) L=65.9m
洗浄排水管(φ450) L=17.3m
付帯工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 408, 334, 500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型（Ⅱ））の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理

者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）であること。

ア 甲府市内に本店を有し、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの2者。

イ 企業体の各構成員は、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に、経営事項審査を受けている者で、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者であること。

ウ 企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資比率の最小限度は、30%とする。

(2) 企業体の代表構成員が元請として、平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。（工事の施工にあたっては、企業体の各構成員が各々技術者を配置すること。なお、代表構成員は、監理技術者を配置すること。）

代表構成員における配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 対象工事に対する次の施工計画が適正であること。

工程管理に係る技術的所見

(5) 企業体の構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 企業体の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 企業体の構成員が、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(8) 企業体の構成員が、入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(9) 企業体の構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決

定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3)評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点＝（個々の「評価点数」の合計値／「評価点数」の合計値の最高点数）×工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値＝{（標準点＋加算点）／入札価格}×100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成24年2月1日（水）～平成24年2月10日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成24年2月1日（水）～平成24年2月10日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

5 入札手続等

- (1) ア 入札日時 平成24年2月27日（月） 午前9時5分
イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- (2) ア 開札日時 平成24年3月7日（水） 午前9時5分
イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、開札場所等については変更する場合がある。
- (3) ア 落札者決定日 平成24年3月8日（木）
ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、落札者決定までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成24年3月1日（木）に、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）で公表する。

9 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者（共同企業体構成員を含む。）が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第10号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 110139号
(2) 工事名 (災対-3) 配水管布設替工事
(3) 工事場所 甲府市上町地内（甲府城南病院の南）
(4) 工期 平成24年6月18日まで
(5) 工事概要 DIP. NS (φ100) L=299m、DIP. K (φ100) L=7m、RRVP (φ100) L=2.5m、RRVP (φ75) L=2m、仕切弁. NS (φ100) 8基、消火栓 (φ75) 1基、泥吐弁 (φ75) 1基、空気弁 (φ25) 1基、水抜栓 (φ25) 2基
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する

る法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 19,473,300円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成24年2月1日（水）～平成24年2月10日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約/入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成24年2月1日（水）～平成24年2月10日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
4 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日時 平成24年2月27日（月） 午前9時10分
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第11号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき、公共下水道事業計画の変更案を策定したので、下水道法施行令第3条の規定により公告する

平成24年2月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

- 1 変更予定汚泥処理計画の内容
コンポスト事業の廃止及び汚泥焼却施設能力

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年2月16日

甲府市災害対策本部長
甲府市長 宮島 雅展

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1危機管理対策部の部危機管理対策室の款危機管理班、担当課長班の項第3号中「応援判断及び初動依頼」を「派遣及び応援判断」に改め、同表総務部の部総務総室の款総務班の項第4号中「との連絡」を「への派遣及び応援要請」に改め、同項第6号中「に基づく被害状況の収集及び県知事への被害状況報告並びに」を「の適用要請及び」に改め、同部人事管理室の款人事班の項第2号中「部内各班への応援」を「災害応急対策等に係る求人」に改め、同表市民生活部の部市民協働室の款市民対話班の項第4号中「苦情及び陳情の受付」を「相談業務」に改め、同部中道支所の款中道振興班、中道住民班の項第2号中「避難所及び避難地の設置、管理及び運営」を「市民班への応援」に改め、同項中第3号から第5号までを削り、同款上九一色出張所班の項第2号中「避難所及び避難地の設置、管理及び運営」を「市民班への応援」に改め、同項中第3号から第5号までを削り、同表福祉部の部福祉総室の款総務班の項第7号中「救助金品」を「救助物資及び義援金等」に改め、同項第8号中「救助物資」を「救助物資及び義援金等」に改め、同款健康衛生班の項に次の1号を加える。

6 簡易水道施設等に関すること。

別表第1福祉部の部子ども家庭支援室の款を次のように改める。

子ども家庭支援室 (子ども家庭支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)	1 保護者の安否確認に関すること。
	児童育成班 (児童育成課長)	2 部内各班への応援に関すること。
	児童保育班 (児童保育課長)	児童の安全確保に関すること。

別表第1福祉部の部高齢者・障害者支援室の款高齢者福祉班、介護保険班、障害福祉班の項中「安否確認」を「対応」に改める。

別表第1産業部の部産業振興推進室の款観光班の項を次のように改める。

観光班 (観光課長)	1 帰宅困難者、滞留者の保護に関すること。
	2 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。

別表第1 都市建設部の部計画指導室の款都市整備班の項に次の1号を加える。

4 交通規制への協力及び交通安全に関すること。

別表第1 教育部の部教育総室の款総務班の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同部生涯教育振興室の款を次のように改める。

生涯教育振興室 (生涯教育振興室長)	文化振興班 (文化振興課長)	文化財の被害状況の調査及び保全措置に関すること。
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	部内各班への応援に関する こと。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	
	図書館班 (図書館長)	

別表第2 (別紙その1) 危機管理対策部の項を次のように改める。

危機管理対策部	危機管理対策室	防災対策課
---------	---------	-------

別表第2 (別紙その1) 産業部の項を次のように改める。

産業部	産業総室・農林振興室	総務課・農業振興課・森林整備課
-----	------------	-----------------

別表第2 (別紙その2) 環境部の項を次のように改める。

環境部	環境総室	総務課
-----	------	-----

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年2月16日

甲府市地震災害警戒本部長
甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程(昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「東海地震観測情報」を「東海地震に関連する調査情報(臨時)」に改める。

第9条中「東海地震観測情報」を「東海地震に関連する調査情報(臨時)」に改める。

別表第1 総務部の部契約管財室の款情報推進班の項第1号中「確認及び復旧対応」を「確保」に改め、同表市民生活部の部中道支所の款中道振興班、中道住民班の項第2号中「避難所及び避難地の設置、管理及び運営」を「市民班への応援」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同表上九一色出張所班の項第2号中「避難所及び避難地の設置、管理及び運営」を「市民班への応援」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同表福祉部の部子ども家庭支援室の款を次のように改める。

子ども家庭支援室 (子ども家庭支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関する こと。
	児童育成班 (児童育成課長)	
	児童保育班 (児童保育課長)	児童の安全確保に関する こと。

別表第1 産業部の部産業振興推進室の款観光班の項中「観光客等滞留旅客者」を「帰宅困難者、滞留者」に改め、同表教育部の部生涯教育振興室の款を次のように改める。

生涯教育振興室 (生涯教育振興室長)	文化振興班 (文化振興課長)	文化財の保全措置に関する こと。
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	部内各班への応援に関する こと。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	

図書館班
(図書館長)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

--	--